

(H24. 09)

※注：本業務規程(例)は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条において準用する第二十二条に基づき作成されたものです。

## 業務規程(例)

【区分40】

平成〇〇年〇〇月

登録調査機関

〇〇〇〇

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「法」という。)第39条において準用する同法第22条第1項の規定に基づき、調査業務の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査業務実施の基本方針)

第2条 調査業務は、法令の定めによるほか、この業務規程で定めるところにより、迅速、的確かつ公正に実施するものとする。

## 第2章 調査業務の区分

(調査業務の区分)

第3条 調査業務を行う区分は、次のとおりとする。

① 区分40

## 第3章 調査業務を行う時間及び休日に関する事項

(調査業務を行う時間及び休日)

第4条 調査業務を行う時間は、原則、休日以外の午前〇〇から〇〇まで及び午後〇〇時から午後〇〇までとする。また、代表者が別に定める日にあつては、この限りではない。

2 (例1) 前項の休日は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日とする。

(例2) 前項の休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。

## 第4章 調査業務の実施の方法に関する事項

(調査業務)

第5条 調査業務は、調査業務指導者及び調査業務実施者がこれを実施する。

(調査業務指導者)

第6条 調査業務のうち、業務の管理、調査結果の校閲、調査業務実施者に対する指導、監督及び管理等は、調査業務指導者が行う。

2 調査業務指導者は、自ら調査業務を行うことができる区分について、業務の管理、調査結果の校閲、調査業務実施者に対する指導、監督及び管理等を行うことができる。

(調査業務実施者)

第7条 調査業務のうち、調査作業、調査報告の作成その他の付帯業務は調査業務実施者が行う。

2 調査業務実施者は、調査業務指導者から再調査の指示があった場合は、その指示に従う。

(調査業務に関する特許庁の指示等)

第8条 調査業務は、特許庁の指示した日程に従って行う。

2 調査業務は、特許庁の示す仕様書に従って行う。

3 調査業務指導者及び調査業務実施者は、調査業務について特許庁の指示があった場合は、その指示にしたがう。

(調査報告)

第9条 調査報告の作成は、特許庁指定の様式に従って行う。

2 調査報告には、調査業務指導者の検認を必要とする。

## 第5章 調査業務の適正な実施のために必要な事項

(組織)

第10条 代表者は、全ての技術分野に渡り、適正な調査業務の実施が可能となるよう、内部規定を定め、それに伴い組織を整備する。

2 前項の内部規定は、特許庁に届け出るものとする。

## 第6章 調査業務実施者の選任及び解任に関する事項

(調査業務実施者の選任)

第11条 代表者は、本登録調査機関の職員から調査業務実施者を選任する。

(調査業務指導者の選任)

第12条 代表者は、調査業務の区分ごとに調査業務実施者から調査業務指導者を選任する。

(調査業務指導者の条件)

第13条 調査業務指導者は、調査報告の校閲及び検認を行う能力、調査業務実施者に必要な指導、監督及び管理を行う能力並びに特許庁担当者との連絡調整を行う能力を有する者でなければならない。

(調査業務指導者または調査業務実施者の解任)

第14条 代表者は、調査業務指導者又は調査業務実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その調査業務指導者又は調査業務実施者を解任するものとする。

- (1) 特許法等関係法令の規定に違反したとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他調査業務実施者として不適切な行為をしたとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないとき。
- (4) その他代表者が必要と認めるとき。

(調査業務指導者及び調査業務実施者の届出)

第15条 代表者は、調査業務指導者又は調査業務実施者の選任及び解任に際して、次の事項を特許庁に遅滞なく届け出ること。

- (1) 選任又は解任した調査業務指導者又は調査業務実施者の氏名及び略歴
- (2) 選任又は解任した年月日
- (3) 選任又は解任の理由
- (4) 選任又は解任した調査業務指導者及び調査業務実施者が実施していた調査業務の区分

## 第7章 調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項

(帳簿の作成)

第16条 本登録調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関する事項を記載する。

2 帳簿は、各月ごとに作成する。

3 帳簿には、各月において行った調査業務に係る特許出願の件数を記載する。

(帳簿等の保存期間)

第17条 帳簿の保存期間は、調査業務を廃止するまでとする

(帳簿等の保存及び破棄の方法)

第18条 帳簿の保存は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により行う。

2 帳簿の破棄は、復元することのできない方法により行う。

## 第8章 調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

(秘密の保持等)

第19条 本登録調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項に規定する事項を担保するため、本登録調査機関は、秘密保持等のための体制その他について定めた内部規程を定める。

3 役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は前項の内部規程を遵守しなければならない。

4 第2項の内部規程は、特許庁に届け出るものとする。

## 第9章 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

(財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法)

第20条 本登録調査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事業所に備えて置くものとする。

2 特許出願人その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1)財務諸表等の閲覧又は謄写の請求

(2)財務諸表等の謄本又は抄本の請求

(3)財務諸表等の電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に出力する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)財務諸表等の電磁的記録に記録された事項を、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に送信する方法により提供するこ

との請求若しくは磁気ディスクその他のこれに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- 3 前項各号の請求をする者は、本登録調査機関が定める閲覧関係請求書に必要な事項を記載し、提出しなければならない。
- 4 第2項の請求をする者は、実費を勘案して別に定める費用を支払わなければならない。

## 第10章 その他調査業務に関し必要な事項

### (内部監査)

第21条 調査業務が適正に行われていることについて検査するため、内部監査を適宜実施する。

### (財務調査)

第22条 特許庁が本登録調査機関に対して財務調査を行う際は、これに協力する。

### (外部監査)

第23条 財務諸表の信頼性を担保するために、監査法人等の外部監査法人による会計監査を行うものとする。

### (実施細則)

第24条 この規程に定めるもののほか、調査業務を実施するために必要な細則は代表者が別に定める。

### 附則

この規程は、特許庁長官の認可のあった日から施行する。